

= 湊江小学校 P T A 規約 =

第1章 総 則

- 第1条 本会は湊江小学校PTAと称する。
- 第2条 本会は、正会員と賛助会員とで組織し、正会員とは在学児童の保護者と現職の職員とであり、賛助会員とはこの会の目的に賛成し援助するものである。
- 第3条 本会は、会員協力のもとに児童の福祉をはかり併せて会員相互の親睦、研修を図る目的とする。
- 第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学校の教育方針達成への協力。
 2. 校外生活の指導。
 3. 会員の親睦と研修。
 4. その他教育上必要と認めた事項。

第2章 役 員

- 第5条 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|------|-----|-----|-------|
| 会 長 | 1 名 | 副会長 | 3 名以上 |
| 会 計 | 3 名 | 書 記 | 4 名 |
| 会計監査 | 3 名 | | |
| 総務 | 若干名 | 理事 | 若干名 |
- 第6条 役員は正会員の中より次の方法によって選出する。
1. 会長、副会長、会計、書記、及び会計監査は候補者中より理事会において選出する。
 2. 専門部長、総務及び理事は細則の定めるところにより選出する。
- 第7条 役員の任期は1ヵ年とし重任を妨げない。ただし、原則として上限を3年とする。(会計監査を除く)補欠によって就任したものの任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 役員の処務は次の通り定める。
1. 会長は本会を代表し会務を処理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
 3. 会計は本会の金銭収支に関する事項を扱う。
 4. 書記は本会の記録及び庶務的事項を扱う。
 5. 会計監査は活動から離れて独立し会計を監査する。
 6. 総務は本会の運営に参画する。
 7. 理事は本会の事業執行に参画する。

- 第9条 本会は理事会の推せんにより顧問、参与をおくことができる。但し総会の承認を得なければならない。

- 第10条 顧問、参与は会長の諮問に応じ、必要により意見をのべることができる。

第3章 会 議

- 第11条 会議を分けて次の通りとする。
1. 総会
 2. 理事会
 3. 総務会
- 第12条
1. 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を審議する。
 1. 年次運営方針
 2. 予算、決算
 3. 規約改正
 4. 役員の承認
 5. その他重要な事項
 2. 総会は次により会長が招集する。
 1. 定時総会、毎年4月を原則とする。
 2. 臨時総会、理事会が必要と認めた時、及び会員の3分の1以上の要求があった時。
- 第13条 理事会は総会に次ぐ議決機関であり、必要により会長が招集し、次の事項を審議する。
1. 役員の選出
 2. 総会の決定事項中、具体的運営方法の決定。
 3. 予算の組替、及び会計年度終了後翌年度の定時総会までの暫定予算の編成。
 4. 総会提出議案の承認。
 5. その他緊急な重要事項。

- 第14条 総務会は原則として毎月1回会長が招集し次の業務を行う。
1. 総会及び理事会の決定に基く業務。
 2. 緊急事項の処理。
 3. 総会及び理事会に対する提案並びに報告。
 4. 諸活動の連絡、調整をはかる。
 5. その他各部に属さない事項。

第4章 専 門 部

- 第15条 本会に次の専門部を置く。
1. 広報部. 機関紙の発行、その他広報宣伝に関する事項。
 2. 校外生活指導部. 校外における児童の生活

- 指導。
3. 成人教育部、 会員の親睦と研修のための諸活動。
4. 学年部、 各学年、学級の指導、調整にあたる。

第16条 専門部は理事をもって構成する。

第5章 会 計

第17条 本会の経費は会員その他の収入金による。

第18条 正会員の会費は年間3, 000円とする。

第19条 賛助会員は年額1口2, 000円以上とする。

第20条 会計規程は、別に定めるところによる。

第21条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

附 則

第22条 本会の慶弔は別に定める内規による。

第23条 本会は理事会の議を経てこの規約の範囲内で各種の規程を定めることができる。

第24条 学校長及び副校長は各種会議に出席して意見を述べることができる。

第25条 本規約は昭和39年4月1日より実施する。

第26条 平成5年4月24日改正施行する。
平成9年5月16日改正施行する。
平成19年5月18日改正施行する。
平成25年5月31日改正施行する。
平成30年5月25日改正施行する。

細 則

第1条 (根 拠)
規約23条の定めるところにより、この細則を定める。

第2条 (理 事)
理事は次の通りとする。

1. 学級委員長及び専門部担当理事
2. 職員中より選出されたもの8名
3. 理事会において選出された役員

第3条 (学級委員)

学級は学級会で学級委員若干名を選出する。
但し、4組は1学級1学年と見なすものとする。

第4条 (学級委員会)
学級委員は学級委員会を構成し、学級委員長副委員長及び広報部理事、成人教育部理事各1名、校外生活指導部理事2名を互選する。会員は児童1人につき6年間に少なくとも1回専門部理事の任にあたる。ただし、本部役員を2年以上務めたものはこの限りではない。

第5条 (学年委員会)
学級委員会は当該学年の担任とともに学年委員会を構成し学級委員長中より、学年委員長1名、学年副委員長1名を選出する。

第6条 (学年会活動)
学年委員会は学年に関する事業を企画しその活動の推進をはかる。

第7条 (職員理事)
職員理事は職員理事会を構成し原則として専門部に分属する。

第8条 (総 務)
総務は次の通りとする。

1. 会長、副会長、会計及び書記
2. 学年委員長
3. 専門部長及び各専門部に属する職員中より 1 名。

第9条 (専門部の構成)
規約第15条に定める専門部を構成する理事は次の通りとする。

1. 広報部、成人教育部及び校外生活指導部は専門部担当理事がこれにあたる。
2. 学年部は各学級委員長がこれにあたる。

第10条 (専門部役員)
各専門部に部長、副部長、会計及び書記を各1名置くものとする。すべての 専門部役員は専門部会が選出する。

第11条 (会議の招集・開催)
学年会及び学級会は必要に応じて開くことができる。

1. 学年委員長は学年委員会及び学年会をもつことができる。
2. 学級委員長は学級委員会及び学級会をもつことができる。

第12条 (特別委員会の設置)
理事会は必要に応じて特別委員会を設置できる。

第13条 (臨時会議の招集)
すべての機関の長はその構成員の3分の1以上の要求があった時はその会議を臨時に招集しな

なければならない。

第14条（議事の解釈）

議事は出席人数の過半数の賛成を得て成立する。
可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第15条（規約、細則、諸規程の解釈）

規約細則及び諸規程の解釈の権能の所属について次の通り定める。

1. 規約の解釈権は理事会に属する。
2. 細則及び諸規程の解釈権は総務会に属する。

第16条（付則）

この細則は昭和63年4月23日改正施行する。
役員に関する条項については昭和48年度より施行するものとする。

この細則は平成19年5月18日改正施行する。
この細則は平成30年5月25日改正施行する。

= 役員選出規程 =

第1条（根拠と目的）

規約第23条の定めるところにより、規約第4条の定める事業を速やかに効果的に実施するために、選出規程(以下規程という)を定める。

第2条（役員）

この規程に云う役員とは次の通りである。

1. 会長
2. 副会長
3. 会計
4. 書記
5. 会計監査

第3条（選出）

役員選出は理事会がこれを行う。

第4条（会長の特別任務）

会長は規約第8条1号の定めるところにより、次年度役員選出に関する業務を速やかに遂行する任務を負う。

第5条（候補者）

役員候補者は被推薦者とする。

第6条（候補者の推薦）

次の者は、役員候補者を推薦することができる。

1. 会員
2. 職員理事会
3. 役員選考委員会

第7条（役員選考委員会）

役員選考委員会は、毎年9月、理事会が細則12条に定めるところにより設置する。

第8条（選考委員会の任務と機能）

役員選考委員会は、この規程第1条に定める目的を達成するため、役員候補者の受付、推薦及び役員候補者の調整を行うことができる。

第9条（選考委員会の構成及び選出）

1. 役員選考委員会の構成は、次の通り定める。
 1. 学年委員 各学年1名
 2. 職員理事 3名
2. 役員選考委員会は、役員候補者の受付、推薦及び調整についてその施行に関する運営内規を定めるものとする。

第10条（選考委員会の役員）

1. 選考委員会に次の役員を置く。
 1. 委員長 1名
 2. 副委員長 2名
 3. 事務局 若干名
2. 役員選考委員会の役員は、役員選考委員会が互選する。

第11条（選考委員会役員の任務）

役員選考委員会の委員長は、この委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し、事務局はこの委員会の業務に関する事務処理にあたる。

第12条（選考委員会の開催）

委員長は必要により、役員選考委員会を招集することができる。

第13条（選考委員会の義務）

役員選考委員会は、4月中旬までに、この規程第8条に定める権能に基づき、調整した役員候補者名簿を理事会に提出しなければならない。

第14条（総会への報告）

役員を選出した理事会の議長は、この選出結果を、総会に報告し承認を求めなければならない。

第15条（選考委員会の任期）

役員選考委員会は、役員候補者名簿を理事会へ提出完了した時、その任務を完了する。

第16条（役員の補充）

年度途中に於いて役員総務及び理事に欠員を生じた場合は、その当該選出機関において速やかに補充するものとする。但しこの場合役員については、規約12条4号に定める規程は適用しない。またこの規程第8条の規程を適用せず総務会が、役員選考の任に当たる。

第17条（施行期日）

この規程は昭和48年2月3日より施行する。

第18条（付則）

この規程は昭和53年9月16日改正施行する。
この規程は平成9年5月16日改正施行する。

この規程は平成19年5月18日改正施行する。

会および総会の承認を得るものとする。

= 会計規程 =

第1条 (収 入)

1. 経費はPTA会費(在学児童保護者と教職員)と、賛助会費および雑収入によりまかなう。
2. PTA会費は年額3,000円とし、毎年7月までにこれを徴収する。
3. 賛助会費は、年額 1 口2,000円とし毎年3月までに徴収する。

第2条 (会計事務)

1. 会計は3名とし、会計主任1名、集金係1名、及び出納係1名とする。
2. 会計主任は、保護者より選出されたものがあたり、会の運営および活動に関する収支を担当し、会計全体の責任を負う。
3. 出納係は、会計簿冊の処理にあたり、金銭の収支を担当する。
4. 集金係は、PTA会費の徴収と賛助会費の徴収を行い集金台帳を整備する。
5. 出納係は、教職員中選出されたものがあたる。
6. 会計の事務所は、学校におくものとする。

第3条 (支出の方法)

1. 会計は予算書にもとづいて会費の収支を行うものとする。
2. 支出を請求するものは、所定の用紙に経費の明細を記入した請求書を提出するものとする。
3. 特別の支出を請求するものは、事前に会長及び会計主任の承認を必要とする。
4. 支出はすべて「支出伝票」にもとづいて出納係が現金で行うものとする。
5. 慶弔に関する支出は、慶弔規程により行うものとする。
6. その他、緊急を要するものは五役協議の上支出を行うこととする。

第4条 (会計監査)

1. 会計監査は、会計年度終了後すみやかに会計簿冊の年間の収支について会費の運用状態を監査するものとする。
2. 監査にあたっては、集金台帳、出納簿、支出伝票綴、通帳、予算差引簿の諸帳簿について行うものとする。

第5条 (会計決算)

1. 会計簿冊の収支は、4月1日にはじまり、翌年3月末をもって締切り、決算を行うものとする。
2. 会計は、3月末日現在で決算書を作成し、理事

第6条 (附 則)

この規程は、平成5年4月24日より実施するものとする。

この規程は、平成9年5月16日より実施するものとする。

= 慶弔規程 =

第1条 この規程は、会員及びその家庭を対象とする。

第2条 会員の死亡には香典として金5,000円を贈り弔意を表する。

1. 児童およびその保護者
2. 賛助会員
3. 職員および一親等の親族

第3条 この規程に定めなき事項は五役会議の上執行する。

第4条 主事(一般事務、一般用務、給食調理、学童擁護、学校警備)等の場合は、前の規程に準ずる。

第5条 この規程の執行には、会長またはその代理者があたる。

第6条 (附 則)

1. この規程は昭和60年5月4日より実施するものとする